

# 独立行政法人国立青少年教育振興機構国立赤城青少年交流の家利用細則

令和7年8月1日

## (趣旨)

第1条 独立行政法人国立青少年教育振興機構国立赤城青少年交流の家（以下「施設」という。）の利用に関しては、独立行政法人国立青少年教育振興機構利用規則に定めるものほか、この細則に定めるところによる。

## (個人利用者の範囲)

第2条 独立行政法人国立青少年教育振興機構利用規則第2条第3項の規定に基づき、個人で利用できる者は、次のとおりとする。

- 一 研修・利用・調査研究に関する相談を行う者
- 二 青少年教育に関する連絡及び協力を行う者
- 三 青少年教育関係図書・資料等の閲覧を行う者
- 四 その他所長が適当と認める者

## (利用の申込み)

第3条 施設を利用しようとする者は、所長があらかじめ定める書類を、定める期間内に所長に提出するものとする。

2 施設を利用しようとする者は、次の表に定める受付期間内に、所定の方法により申込むものとする。

利用人数・利用形態	利用対象期間（入所日）	受付時期
10名以上の団体 (宿泊利用)	4月1日～9月30日	入所日の前年度1月1日～ 入所日の4週間前まで
	10月1日～3月31日	入所日の前年度2月1日～ 入所日の4週間前まで
9名以下の団体(宿泊利用)		入所日の3ヶ月前～ 入所日の4週間前まで
日帰り利用の団体		入所日の2ヶ月前～ 入所日の1週間前まで

3 前項の規程にかかわらず、学校団体の利用のうち特に認めるものについては、別途定める受付期間内に所定の方法により、前項の受付時期の開始に先行して利用の申込を行うことができるものとする。

- 4 前項の規定による申込があった場合は、その内容を国立赤城青少年交流の家利用申込審査要領（以下「審査要領」という。）に基づき審査するとともに、施設・設備の状況等を勘案し、申込を受け付けることが適當と認められる場合には所定の確認書を申込者に通知するものとする。
- 5 前項に規定する通知を受けた申込者は、利用予定日の2ヶ月前までに所定の活動計画書を提出するものとする。
- 6 前項において、通知が利用予定日の2ヶ月前を過ぎて発出された場合には、申込者は通知を受けた後、直ちに所定の活動計画書を提出するものとする。

（利用の承諾）

第4条 所長は、利用申込みがあった場合は、国立赤城青少年交流の家審査要領に基づき審査を行うとともに、施設・設備の状況、従来の利用状況、その他諸般の事情を勘案して利用の諾否を決定し、当該申込者に通知するものとする。なお、必要に応じて活動計画について指導及び助言を行うことがある。

（利用承諾の取消）

第5条 所長は、施設を利用する者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第4条の承諾を取消すことができる。

- 一 第6条各号に違反するおそれがある場合
- 二 第13条第1項に抵触した場合
- 三 その他所長が特に必要と認めた場合

2 前項に定める利用を否とする決定又は利用承諾の取消の前提となった活動等が重大又は悪質なものであると所長が認めた場合は、前項の規定にかかわらず、利用申込の受付を制限することができる。

（禁止事項）

第6条 施設においては、次の行為を行ってはならない。

- 一 特定の政党を支持・反対するための政治教育その他の政治的活動。
- 二 特定の宗教を支持・反対するための宗教教育その他の宗教的活動。
- 三 その他、施設の設置目的に反する活動や他の団体の活動への妨げになる活動、法令違反、公序良俗に反する活動、施設のイメージを損なうおそれのある活動

（利用者の入・退所等）

第7条 利用者の入所時間は原則として10時から16時までとし、退所時間は原則として9時から16時までの間とする。

2 利用者は、施設の生活等に関し、動画を閲覧する等により事前にオリエンテーションを受講するものとする。ただし、事前に受講できなかった場合は、入所後にオリエンテ

ーションを受講するものとする。

3 申込者は、入所時に所定の宿泊利用者等名簿（宿泊・日帰り）及び、利用団体票を提出するものとする。

（標準生活時間）

第8条 利用者は、所長の定める標準生活時間（別表）により生活するものとする。

2 前項の標準生活時間の中には、朝のつどい及び夕べのつどいの時間を設け、国旗及び所旗の掲揚・降納を行うものとする。

（宿泊室等の清潔保持）

第9条 利用者は、宿泊室等の清潔を保つため、相互に協力して清掃及び整理整頓に努めるものとする。

（食事等）

第10条 用者の食事は交流の家の食堂が提供するものとする。ただし、特別の事情があると所長が認める場合は、この限りでない。

2 利用者は、所長の許可を得た場合にのみ施設内で飲酒することができる。

3 申込者は、食堂に対し利用予定日の1ヶ月前までに食事申込や食物アレルギー確認に関する所定の申込書等を提出するものとする。

4 教材等を購入する場合は、食堂に対し利用予定日の1ヶ月前までに所定の教材申込書を提出するものとする。

5 各項に規定する食事及び教材等の費用は、利用者の負担とする。

（飲酒及び喫煙）

第11条 利用者は、所長の指定する場所、時間以外で酒類を飲用してはならない。

2 利用者は、所定の場所以外で喫煙してはならない。

（破損亡失の弁償責任）

第12条 利用者は、故意又は重大な過失により施設の施設・設備等を破損又は亡失したときは、その弁償の責を負うものとする。

（諸規則の遵守等）

第13条 利用者は、施設の諸規則を守り、他の利用者等に迷惑の及ぶ行為を行ってはならない。

2 所長は、前項の規定及び利用規則第6条各号に違反した者に対して、退所を命ずることができる。

(利用予約の取消)

第14条 利用者は、予約した利用予定日に利用ができなくなった場合は、所定の方法により交流の家に申し出て利用予約を取り消すことができる。

(キャンセルポリシー)

第15条 申込者または利用者が次の各号に掲げる予約の取消や変更等を行った場合、第3条4項の通知を発出した日から起算して2年間交流の家の利用申込みはできないものとする。ただし、特別な事情があると所長が認める場合は、この限りではない。

- 一 80名以上の予約を行った団体が、入所予定日の5ヶ月前を過ぎてから利用予約の取り消しを行った場合
- 二 団体が、入所予定日の2ヶ月前を過ぎてから予約申込時の利用者数から50名以上または3割以上減少することとなる人数変更を行った場合

(雑則)

第16条 この細則に定めるもののほか、必要な事項については所長が別に定める。

(附則)

この細則は、令和7年8月1日から施行し、国立赤城青少年交流の家利用細則（令和6年10月1日制定）は廃止する。

別表 標準生活時間

時 間	事 項
6:00	起床・寝具整理・洗面・清掃
7:00 ~ 7:15	朝のつどい
7:20 ~ 9:00	朝食（団体ごとに割当）
~ 8:45	宿泊棟清掃・片づけ
8:45 ~ 9:30	退所点検・宿泊室退室（退所日のみ）
9:00 ~ 22:00	活動時間（研修可能時間）
10:00 ~ 16:00	入所可能時間（退所は9:00以降）
12:00 ~ 13:30	昼食（団体ごとに割当）
16:30 ~ 16:50	代表者会議
17:00 ~ 17:10	夕べのつどい
17:30 ~ 19:00	夕食（団体ごとに割当）
17:30 ~ 22:50	入浴（団体ごとに割当）
~ 23:00	片付け・就寝